

第 3 章

計画の内容

1 計画の事業区分

本計画は、第二次計画の趣旨及び施策を継承・発展させて策定する計画であるという性格から、事業を以下のとおり「継続」、「拡充」、「再編」、「新規」の四つに区分します。

- ★ **継続**：第二次計画に登載した事業であり、本計画においても引き続き推進する事業を表します。
- ★ **拡充**：第二次計画に登載した事業であり、本計画では事業内容を充実・発展させて推進する事業を表します。
- ★ **再編**：第二次計画に登載した事業のうち、複数の事業を統合したり、事業の一部を見直したりした上で推進する事業を表します。
- ★ **新規**：本計画に新たに登載した事業を表します。

2 事業の所管課と平成31年度の目標

男女共同参画社会の実現を目指し、計画に登載した各事業を確実に実行するため、本計画では事業の所管課を明示します。また、計画期間中の事業の進捗状況を把握するため、重点事業については計画最終年度の目標を明示します。（平成27年4月1日現在の部課名を掲載しています。）

20ページ以降では、「武蔵村山市市民意識調査」（平成25年8月実施）をはじめとした各種調査・統計のグラフ等を掲載しています。以下の点にご注意ください。

- ① 基礎となる実数を「n」として表記しています。
- ② 集計結果については、各選択肢の百分比を四捨五入して小数第一位まで表記しています。そのため、百分比の合計が100.0%にならないことがあります。
- ③ 複数選択式の調査結果については、その比率の合計が100.0%を上回ります。
- ④ 基本属性（性別）無回答である調査対象者がいるため、全体の数値と男性・女性の数値の合計が一致しないことがあります。

3

施策の展開

目標1 男女平等の意識づくり

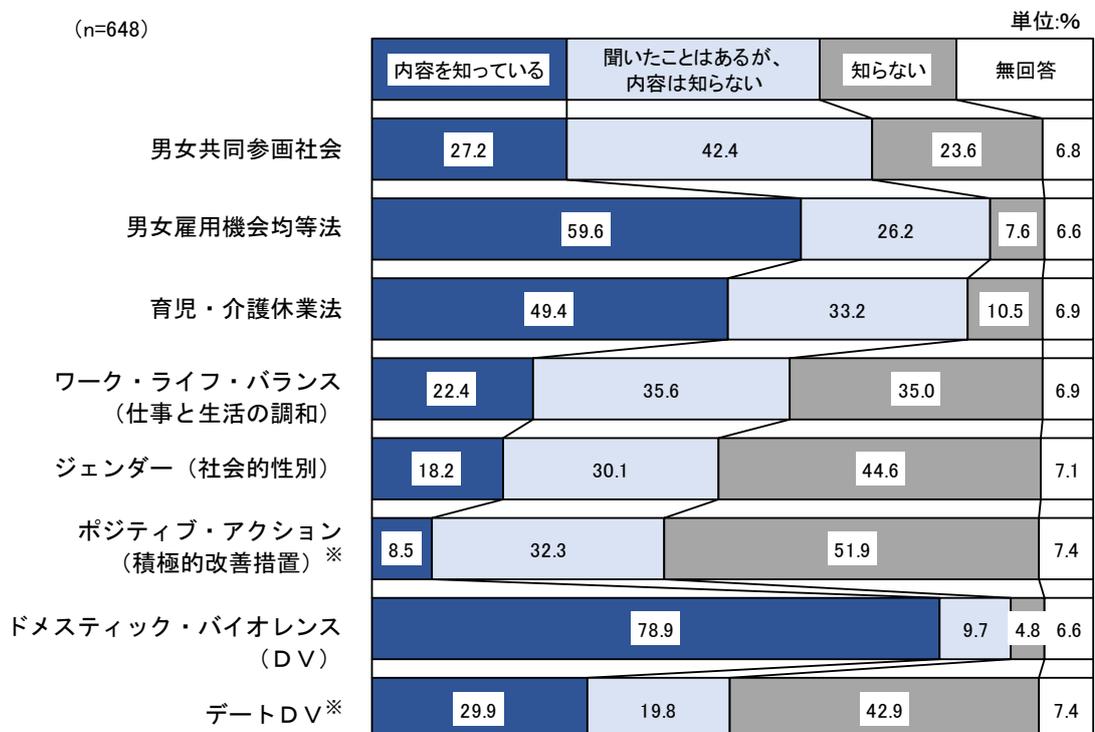
1 現状と課題

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

本市が平成25年度に実施した市民意識調査では、男女共同参画社会の内容を理解している市民が一部にとどまっているとともに、第二次計画策定前の平成21年度と同様に、男性が女性よりも優遇されているという意識が強いことがわかりました(図5、6)。男性は「男女が平等である」、女性は「男性の方が優遇されている」と認識する傾向があり、男女間における意識の違いが浮き彫りとなっています(図7)。今なお、私たちを取り巻く男女共同参画社会への意識は未成熟であり、男女共同参画社会の実現のため、本市の広報・啓発体制の充実、とりわけ男性に対する啓発を重点的に行う必要があります。

図5 男女共同参画に関する言葉の認知状況

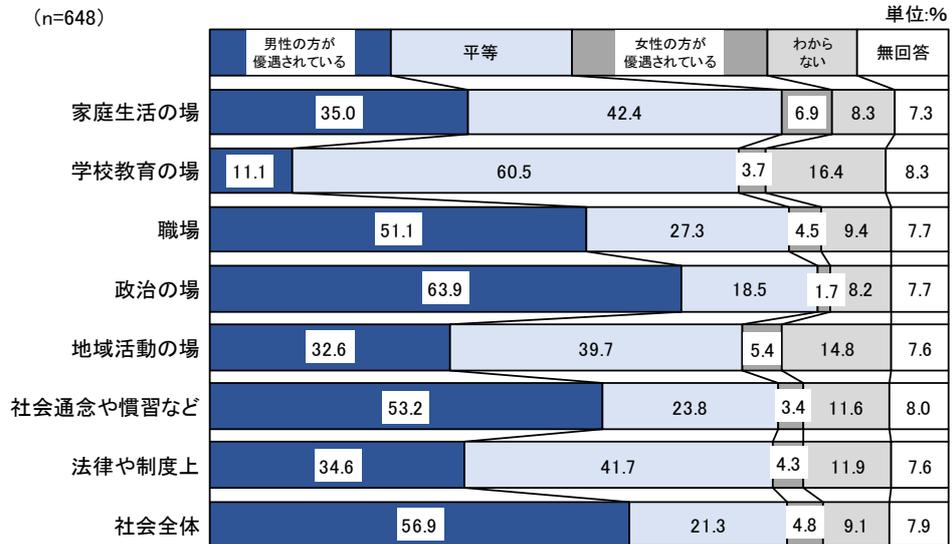
— 「男女共同参画社会」の内容を知っている回答者は4人に1人程度にとどまっています —



■ 武蔵村山市市民意識調査(平成25年8月実施)

図6 男女の地位

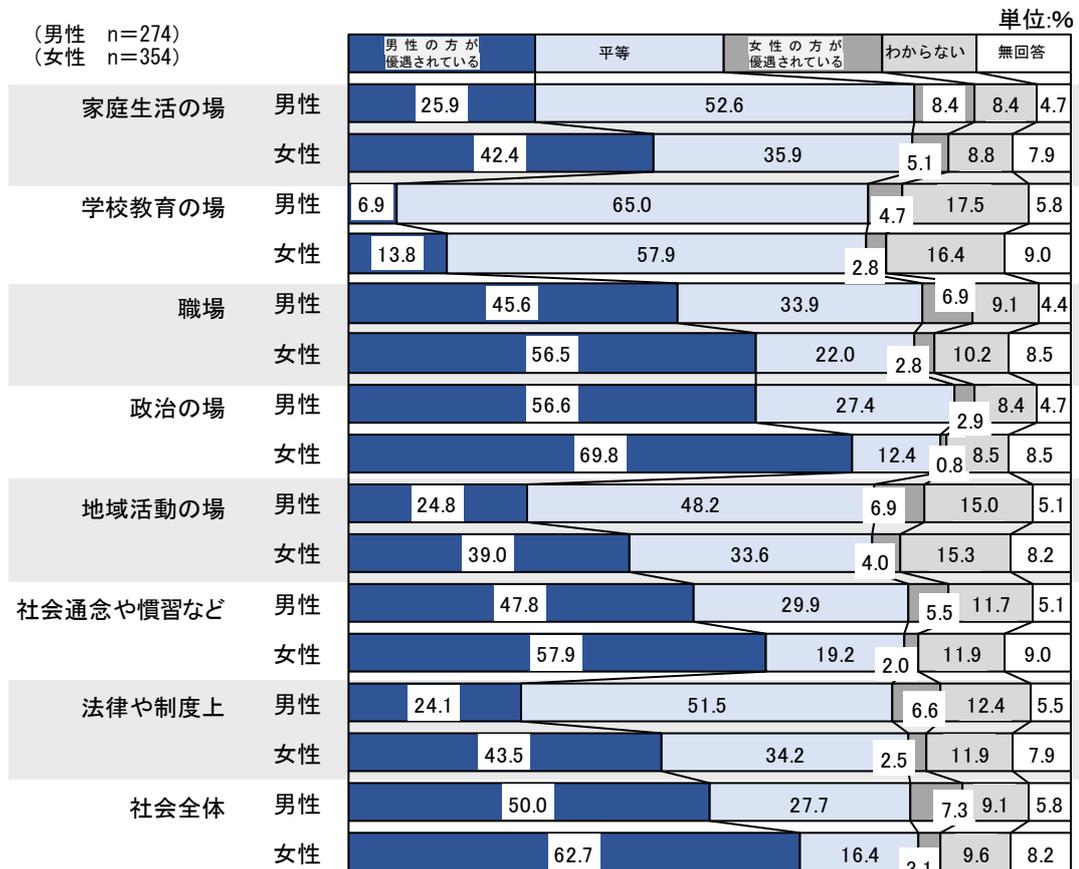
— 「政治の場」については回答者の6割強が、「社会全体」については6割弱が女性に比べて男性が優遇されていると感じています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

図7 男女の地位【男女別】

— 「家庭生活の場」、「地域活動の場」、「法律や制度上」について、男性回答者の5割前後が男女平等と感じています。一方、女性回答者の4割前後は女性に比べて男性が優遇されていると感じています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、ときに個人としての「その人らしさ」を奪いかねないものであるとともに、一人ひとりの生き方を狭めかねません。こうした固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現させるためには、性差にとらわれない男女平等意識を持ち、市民一人ひとりが互いに尊重し、協力し合うことが欠かせません。具体的には、ライフステージの様々な段階を通じて家庭、地域、学校、事業所等で全ての人々が男女平等について理解し、日頃の生活の中で常に心掛け、実践することが必要です。そのためには、子どもの頃から学校教育や社会教育の場において男女共同参画に対する認識を育むことが大切です。本市では各小・中学校において、キャリア教育や人権教育を通して男女平等の意識を高めるための取組を推進していますが、こうした取組を積極的に展開する必要があります。

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

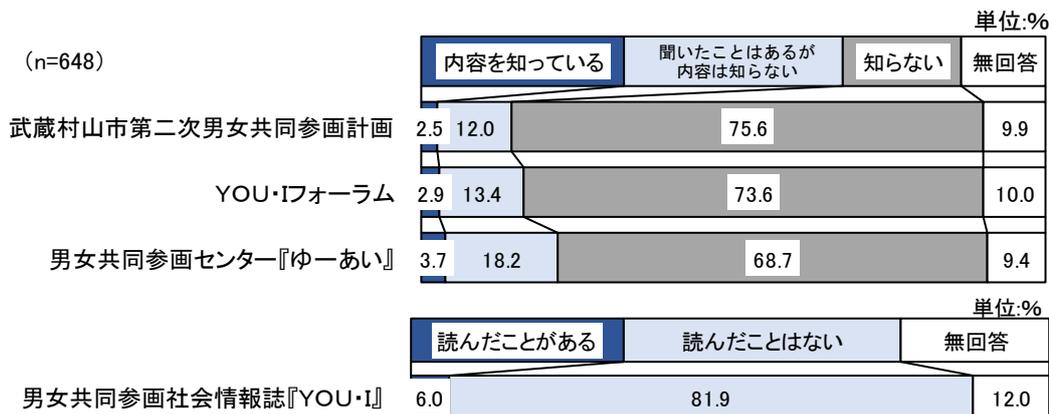
本市では、これまで第二次計画に基づき、YOU・Iフォーラム（男女共同参画講演会）の定期的な開催、男女共同参画情報誌「YOU・I」の発行、緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センター「ゆーあい」の設置・運営（指定管理者制度導入）など、様々な取組を実施してきました。しかし、市民意識調査からは、大半の市民がこれらを知らないということがわかりました（図8）。

男女共同参画センター「ゆーあい」は、男女共同参画に関する情報提供、相談業務、講座の開催、地域で活動する団体に対する活動場所の提供を主な業務としてきましたが、さらに、平成26年度からはYOU・Iフォーラム（男女共同参画講演会）の開催及び男女共同参画情報誌「YOU・I」の発行も指定管理者が実施しています。しかし、市民の同センターの活用は未だ十分とはいえない状況にあり、今後更に同センターの周知を図ることや、男女共同参画について同センターを拠点とした情報の発信、施策の展開が求められます。

また、本市や男女共同参画センター「ゆーあい」が行う男女共同参画に関する取組の効果を市民全体に波及させるためには、市民と接する職員が男女共同参画を正しく理解してその実践を心掛け、男女共同参画社会の実現に向けて市民をリードすることが必要です。

図8 市の男女共同参画に関する取組の認知状況

— 回答者の6割以上は、本市が男女共同参画に関して行っている各種取組のことを知りません —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

2 施策と事業

(1) 男女平等意識の啓発・醸成

① 男女平等意識の啓発

多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。特に、男性の意識改革に向けて啓発の強化を図ります。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
1	男女平等に関する各種情報の提供・発信 【拡充】 《重点事業》	市民が男女共同参画のことを身近に感じ、男女共同参画を自身の問題として理解することを支援するため、市報や市ホームページ、男女共同参画情報誌「YOU・I」、啓発ポスターなど多様な媒体を活用して男女平等やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等についての情報を提供します。 ☆ 男女共同参画センターで発行している男女共同参画情報誌「YOU・I」については、発行部数・回数及び配布先の拡大や内容の充実について検討します。	協働推進課

② 男女平等と人権に配慮した表現の推進

メディアの多様化や新たなメディアの普及により、これまでに比べて膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。本市など行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることを踏まえ、使用する表現に十分配慮します。

また、多くの市民が各種メディアから発信される大量で多様な情報を自分自身で取捨選択する能力（メディア・リテラシー※）を身に付けることができるよう、学習機会を提供します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
2	男女平等の視点での市刊行物の見直し【継続】	本市が広報・出版物で情報を発信する際には、男女平等の視点に配慮して、ジェンダーに捉われず人権を尊重した表現を用いることを徹底します。	全課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
3	メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実【拡充】	<p>メディアからもたらされる膨大な情報のうち、男女の性役割や暴力を助長する表現等を市民一人ひとりが無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。</p> <p>また、市報や市ホームページ等を通じて、インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。</p> <p>☆ 男女共同参画センター「ゆーあい」でメディア・リテラシーに関する講座・講演会を開催します。</p>	協働推進課

(2) 家庭や地域、学校、事業所等における男女平等の意識づくり

① 家庭・地域における男女平等意識の形成

固定的な性別役割分担意識やジェンダーに捉われず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。また、学校における男女平等教育とともに生涯学習の場で男女平等に関する学習機会を提供します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
4	地域における男女平等の啓発【再編】	本市主催のイベント等に男女共同参画ブースを出展するなど、地域で啓発活動を実施します。	協働推進課
5	男女共同参画週間※事業の実施【継続】	男女共同参画週間に合わせて集中的な意識啓発活動を行います。	協働推進課
6	学習機会の提供の充実【再編】	<p>家庭における男女平等や人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等について様々な視点からの意識啓発を図るため、講座・講演会や家庭教育学級など学習機会の提供・支援を行います。</p> <p>講座・講演会等の実施に当たっては、多くの市民が学習できるように広報を充実させるとともに、テーマや実施時間を見直します。また、子育て中の市民のために託児付きの事業を実施します。</p>	協働推進課 文化振興課

② 学校等における人権尊重教育の実施

子どもの頃から男女平等意識を定着させるため、学校教育等において人権尊重教育を行います。実施に当たっては、男女平等に関する図書等の資料を充実させるとともに、教職員に対する男女平等研修及び学習の機会を充実させます。また、男女とも一人ひとりが社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育（キャリア教育）を推進します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
7	人権尊重教育の推進 【継続】	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高めるため、人権教育や男女平等に関する資料等を活用し、人権尊重教育を推進します。	教育指導課
8	教職員研修【再編】	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や十年経験者研修、OJT等において「人権教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用した研修を行います。	教育指導課
9	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進 【再編】	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識に捉われずに主体的に進路（職業）を選択する能力・態度を育むため、各学校で人権尊重等の視点からの生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。	教育指導課

③ 市内事業所における男女平等意識の形成

就労の場における男女平等の実現のため、商工会等の各種団体との協働により、市内の事業所における男女平等意識の定着を促します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
10	事業主等への要請 【新規】	男女共同参画社会の実現に向けて、商工会等を通じて市内事業所の事業主に対する働きかけを行います。 【具体的内容】 ・商工会との協働による市内事業所向けセミナーの開催 ・商工会を通じた啓発パンフレットの配布	協働推進課

④ 市役所における男女平等意識の形成

市役所では、市民に対する啓発を主体的に行う市職員の資質の向上を図るとともに、市内事業所に率先して男女平等意識の定着を促し、市民及び市内事業所の模範となるようにします。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
11	職員への男女平等研修の実施【継続】	市職員に男女平等意識を定着させるため、対象者や対象階層を絞った研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。	職員課
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり【再編】 《重点事業》	市職員が育児・介護休業を躊躇せず ^{ちゆうちよ} に取得できるようにするため、育児・介護休業関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員の育児・介護休業取得を促します。	職員課
13	市内事業所との意見交換会【再編】	市職員が市内事業所職員の男女平等に関する意識や実態を理解した上で職務に当たることを目的として、市内事業所の職員と市職員との間で男女共同参画に関する意見交換会を行います。	協働推進課

(3) 男女共同参画センターの周知啓発と機能の充実

① 男女共同参画センターの周知の強化

市民の男女共同参画センター「ゆーあい」に対する認知度を高めるため、本市が実施する各種取組を通じた啓発を行います。また、男女共同参画センター「ゆーあい」の施設の一層の周知を行います。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
14	センターの周知【再編・拡充】 《重点事業》	誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターを目指して、市民のセンターに対する認知度を高めるための取組を行います。センターのホームページを充実させるとともに、情報誌やメールマガジンを発行します。 ☆ 広報手段としてフェイスブックやツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス※を活用するとともに、市内企業・事業所に対する働きかけを行い、施設利用を促します。	協働推進課

② 男女共同参画センターの機能の充実

男女共同参画センター「ゆーあい」が地域における男女共同参画の拠点施設として、男女問わず幅広い年齢層の市民が利用しやすくなるよう、相談業務など市民に身近な機能を充実させます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
15	センターの機能の充実【拡充】	<p>市民誰もが気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、相談業務や情報コーナーの整備・充実、交流サロンの設置、他自治体発行の情報誌等の収集・提供、男女共同参画関連図書の整備に取り組みます。</p> <p>☆ 女性のなやみごと・生き方相談の内容を充実させます。また、交流サロンを新たに設置して、市民の利用を促します。</p>	協働推進課
16	センターの事業内容の充実【再編・拡充】	<p>講座や講演会等の開催、女性の再就職支援、男女共同参画を推進する人材（講師、リーダー、ボランティア）の育成、男性の地域参加支援、シニアライフ支援など、地域で生活する市民のための取組を充実させます。</p> <p>また、男女共同参画センター登録団体の活性化のため、団体の発足やネットワークづくりを支援するとともに、登録団体ガイドブックの発行、団体活動紹介ブース等を設置します。</p> <p>☆ 女性の社会参画を支援するための様々な講座や、託児付きの講座を拡充します。また、男女共同参画センター登録団体同士のネットワークを拡充します。</p>	協働推進課
17	センタースタッフの育成【拡充】	<p>誰もがより気軽に利用できる身近な男女共同参画センターとするため、男女共同参画センタースタッフ、サポートスタッフを育成します。</p> <p>☆ 東京都や国が実施する研修にスタッフを派遣する機会を増やすとともに、職員同士の意識と情報の共有のために内部勉強会を開催します。</p>	協働推進課

3 重点事業の平成31年度の目標

No.	事業名	目標の内容	目標値	現状値	事業担当課
1	男女平等に関する各種情報の提供・発信	男女共同参画情報誌「YOU・I」の配布企業数	30企業	0企業	協働推進課
12	育児・介護休業取得に向けての環境づくり	男性職員の育児休業取得率	10%	0%	職員課
14	センターの周知	センター認知度	80%	52.2%	協働推進課

目標2 男女の人権の尊重

1 現状と課題

(1) 互いの性の尊重

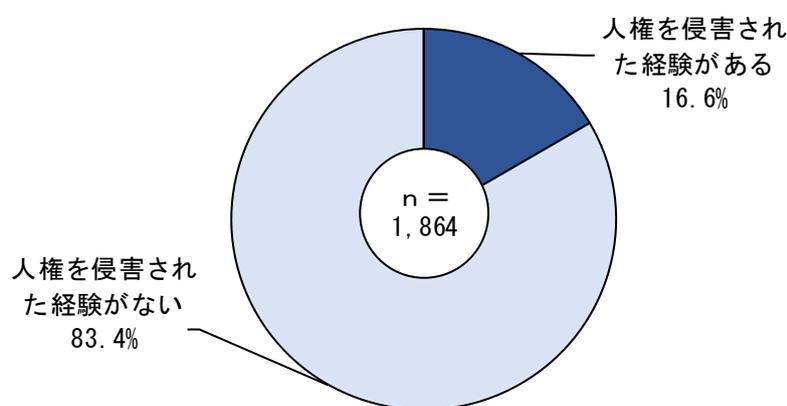
内閣府が平成24年8月に実施した世論調査によると、自分自身の人権を侵害された経験があるという回答者が全体の2割弱を占めています（図9）。また、人権課題の解決に向けて力を入れていくべきこととして、「学校内外の人権教育を充実する」が最も多くなっています（図10）。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重する意識を持ち、相手に対する思いやりを持って生きていくことが男女共同参画社会の大前提となります。市民一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち続けるためには、学校内外の人権教育が重要な位置付けにあります。

女性が健康に出産し、男女が協力して子育てをすることは、今日の社会にとって大切なことです。その一方で、若年層を中心に誤った知識に基づく行動に起因する妊娠、中絶、性感染症への罹患等のリスクが懸念されます。性や生殖をめぐる健康上の問題について、本市による情報提供が必要です。

近年、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）※の人権に関する社会的関心が高まっています。内閣府の世論調査によると、性的指向（異性愛、同性愛、両性愛）や性同一性障害者※に関して起きている人権問題として、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」等が挙げられています（図11）。これからは、市民一人ひとりが互いの多様性を認め合う社会を意識的に作っていく必要があります。

図9 人権侵害の経験

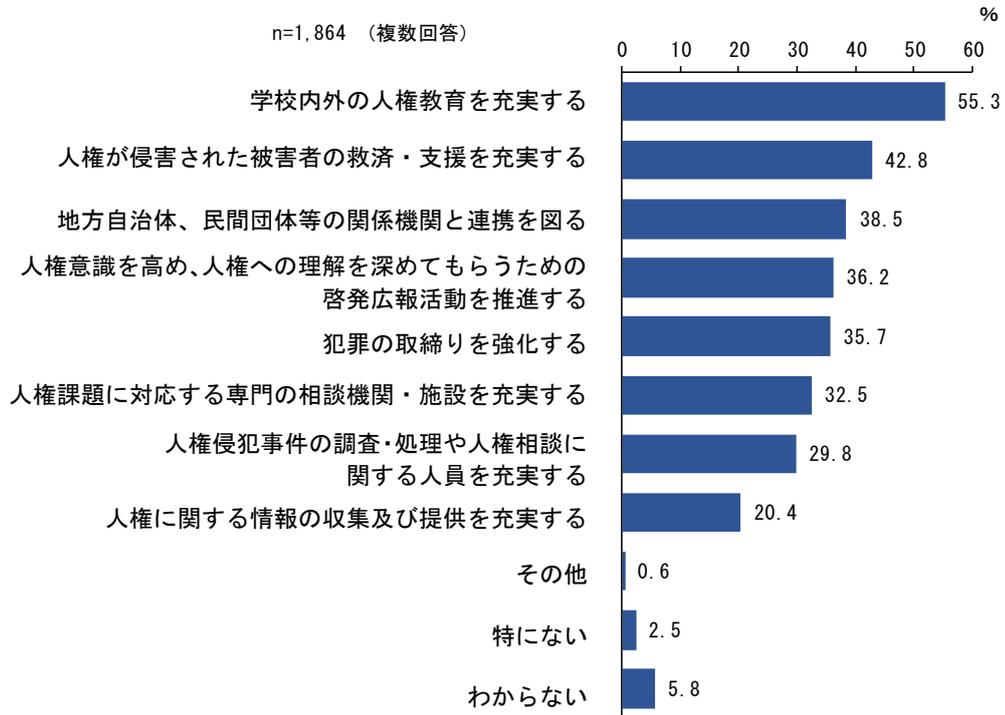
— 自分自身の人権を侵害された経験があるという回答者が2割弱を占めています —



■ 人権擁護に関する世論調査（内閣府。平成24年8月実施）

図 10 人権課題の解決のための方策

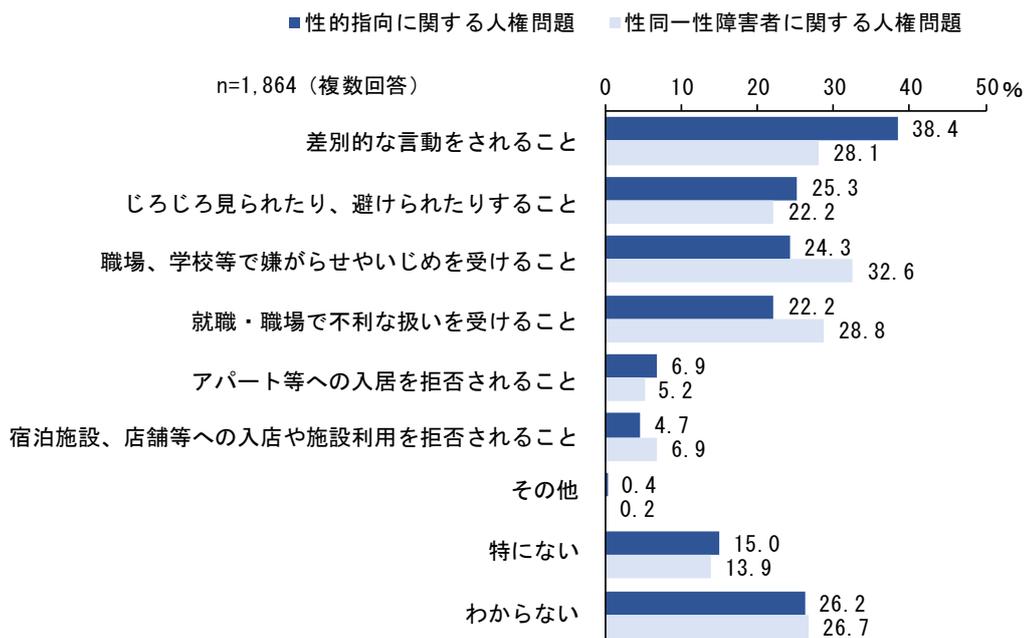
— 「学校内外の人権教育を充実する」が5割台半ばで多くなっています —



■ 人権擁護に関する世論調査 (内閣府。平成24年8月実施)

図 11 性的指向、性同一性障害者に関して起きている人権問題

— 性的指向に関する人権問題としてほぼ4割の回答者が「差別的な言動をされること」を、性同一性障害者に関する人権問題として3割強の回答者が「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」を選んでいきます —



■ 人権擁護に関する世論調査 (内閣府。平成24年8月実施)

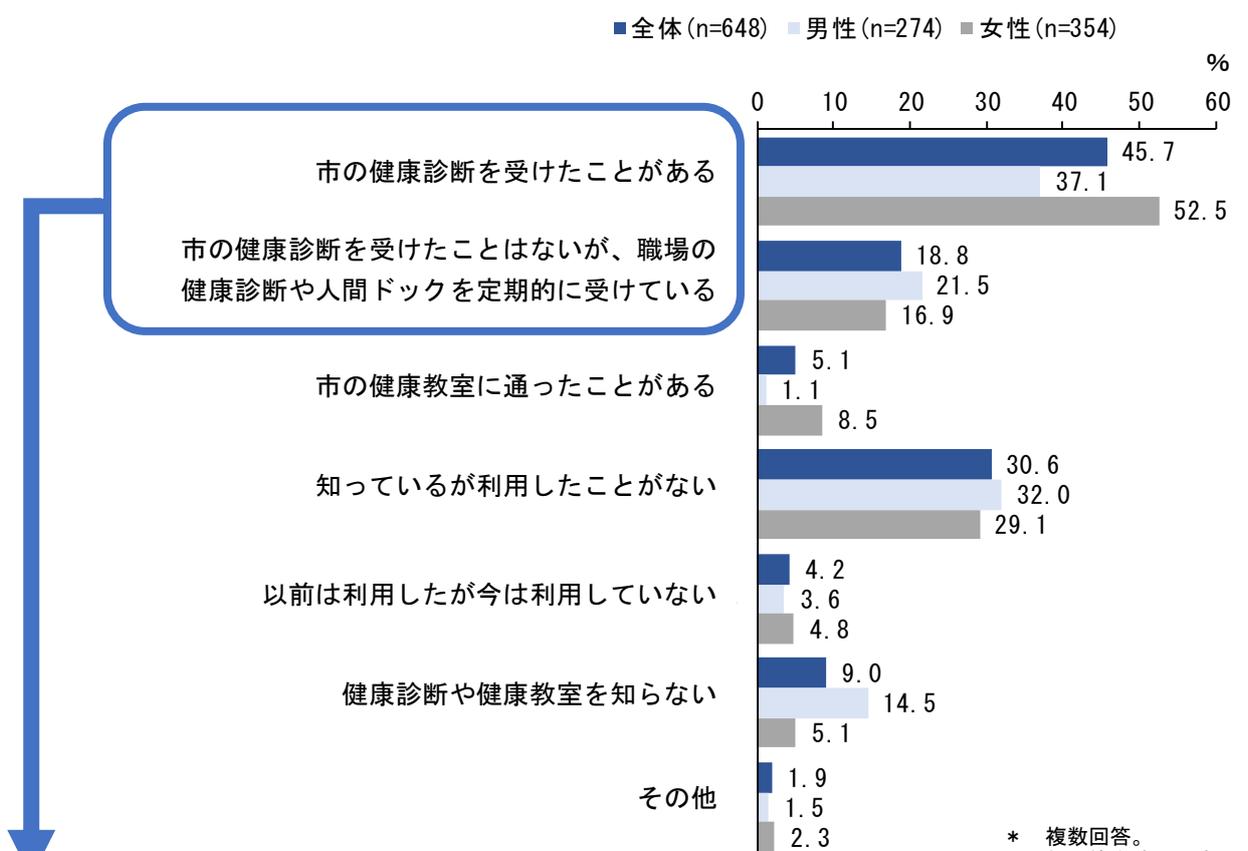
(2) 男女の基本的人権としての健康支援

日本国憲法第25条は生存権（全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）を保障しており、市民が健康であるということは基本的人権が尊重されていることでもあります。市民意識調査によると、男性の6割弱、女性のほぼ7割が定期的に健康診断等を受診しており（図12）、多くの市民が自らの健康状態を確認する機会を得ていることがわかります。

今後も市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識の下で、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。その中で、本市には男女の性差を踏まえ、性別や年代に応じた取組を行うことが求められています。特に、女性は妊娠・出産や更年期のほか、乳がんや子宮頸がんといった女性特有の問題もあり、男性とは異なる配慮が求められます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{*}の視点を踏まえ、子どもを産む・産まないに関わらず、また、年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康のための総合的な取組が不可欠です。

図12 本市が行っている健康診断や健康教室の利用経験

— 男性回答者の6割弱、女性回答者のほぼ7割が定期的に健康診断等を受診しています —



定期的に健康診断又は人間ドックを受けている割合
 全体：64.5% 男性：58.6% 女性：69.4%

■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

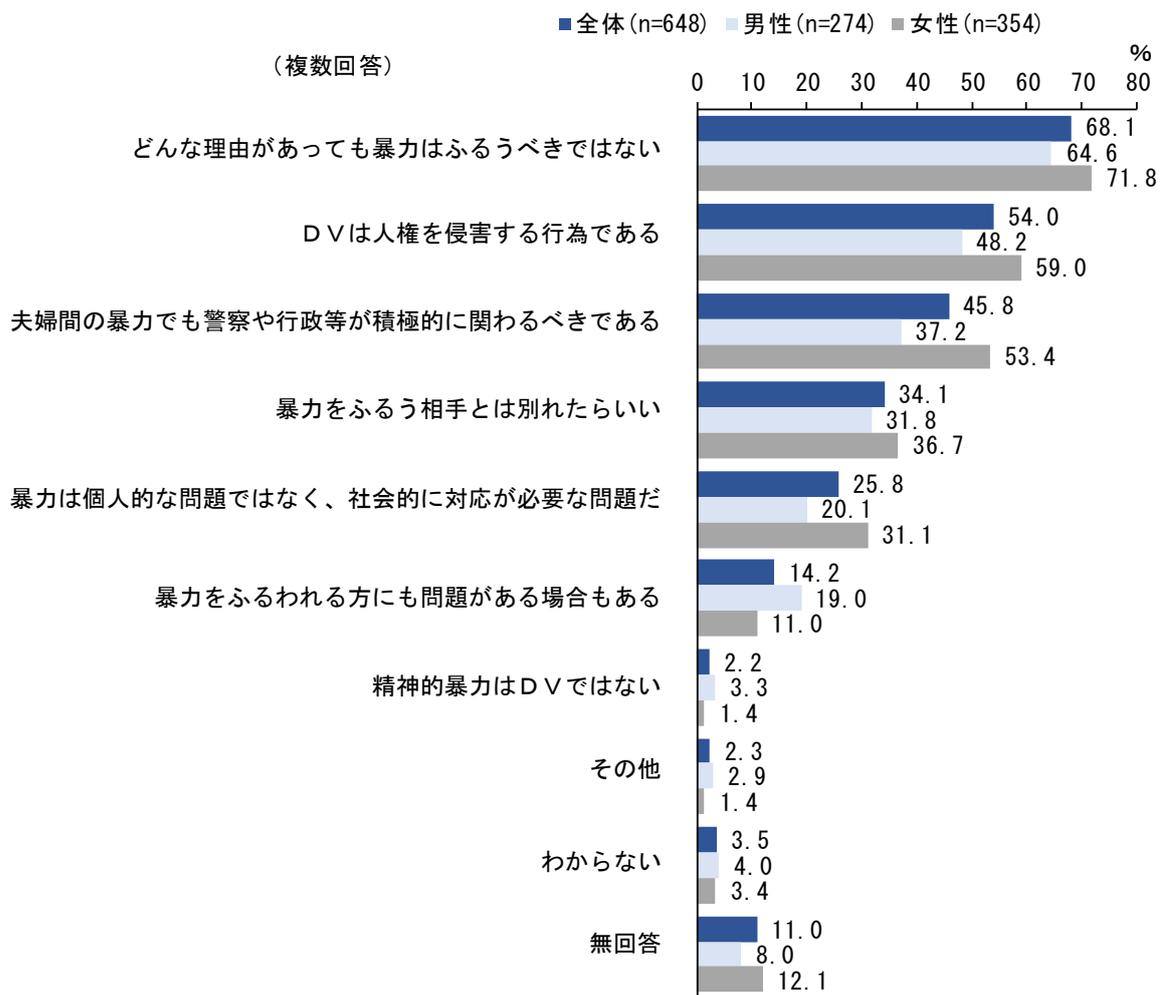
(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

<DV防止基本計画>

いかなる理由があっても、暴力をふるうことは犯罪であり、許されることではありません。配偶者等からの暴力(DV)についても、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為です。DVは殴ったり、蹴ったりするという身体的暴力のみではなく、人格を否定するような暴言や脅迫という精神的暴力、性的行為を強要する性的暴力、生活費を渡さないという経済的暴力など様々な形態があります。市民意識調査によると、「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」と考えている市民が7割弱を占めているものの、「暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対応が必要な問題だ」と考えている市民は2割台半ばにとどまっています(図13)。DVに対する意識はあるものの、問題の解決に向けて社会全体として取り組むべきという理解がまだ得られていません。

図13 DVについて思うこと

- 回答者の7割弱が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではない」と考えているものの、「暴力は個人的な問題ではなく、社会的に対応が必要な問題だ」と考えている回答者は2割台半ばにとどまっています —



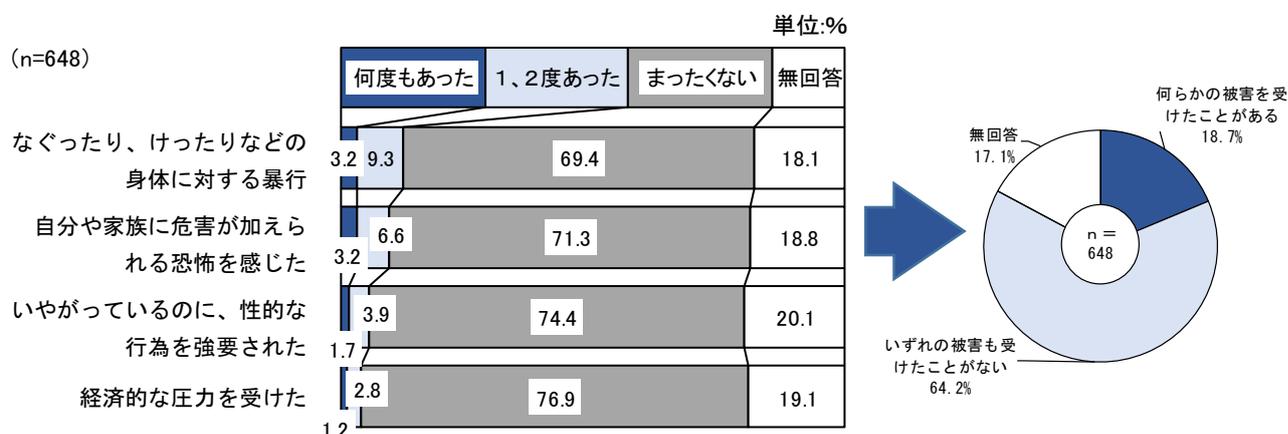
■ 武蔵村山市市民意識調査 (平成25年8月実施)

被害の未然防止・早期発見のための取組

市民意識調査によると、回答者の2割弱がDVを受けたことがあることが分かりました。その中には「何度もあった」という人も含まれており（図14）、DVが決してメディア等で見聞きするだけの話ではなく、市民の身近なところで起きている問題であること、女性のみならず男性も被害を受けているということが分かります。また、近年では若年層における交際相手からの暴力である「デートDV」についても注目されています。デートDVの被害の深刻さと被害者保護の必要性はDVに劣りません。市民意識調査では、DVの認知度が9割弱であるのに対し、デートDVはほぼ5割と低い状態にある（図15）ことから、若年層に対する未然防止のための取組と、市民全般に対する周知のための取組が必要です。

図14 配偶者等からされた行為

— 配偶者からのDVを受けたことがあるという回答者が2割弱を占めています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

「なぐったり、けったりなどの身体に対する暴行」、「自分や家族に危害が加えられる恐怖を感じた」、「いやがっているのに、性的な行為を強要された」、「経済的な圧力を受けた」のうち1つでも「何度もあった」、「1、2度あった」を選択している回答者が全体の18.7%です。

図15 男女共同参画に関する言葉の認知状況

— 回答者の9割弱はドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉を知っているのに対し、デートDVという言葉を知っている回答者はほぼ5割にとどまっています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

DVは主に家庭内で行われるため、被害が誰にも発見されないまま暴力が長期化・深刻化する恐れがあります。また、被害者の子どもがDVを目撃するということは、子どもに対して深刻な影響を及ぼす児童虐待に当たるほか、虐待される子どもが成長して親となった後に暴力をふるうこと等が懸念されます。DVの発生を防ぐためには、「DVはどのような理由があっても許されない行為である」ということを子どもの頃からの人権教育を通して徹底させるとともに、被害を見聞きした場合の相談先（通報先）の周知が必要です。被害者が外国人や障害者の場合は、必要な情報が適切に提供されるよう配慮する必要があります。

DV防止法では、配偶者等からの暴力を受けている被害者を発見した人には、警察または配偶者暴力相談支援センター※に通報する努力をするよう規定されています。また、医師など医療関係者は、被害者の意思を尊重した上で通報できることが定められています。このように被害者を発見する機会が多いと考えられる立場の人がDVについてよく理解し、適切な対応を取ることが必要です。

相談業務の充実

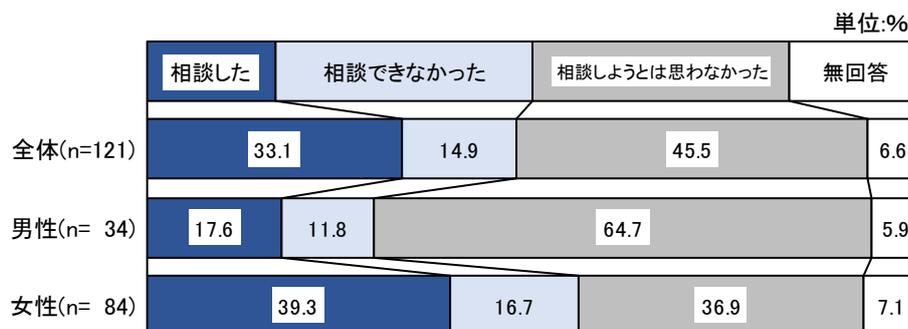
DVの被害の解決のためには、本市の相談窓口や警察や東京都の配偶者暴力相談支援センター等の専門機関に対応を委ねることが必要です。しかし、市民意識調査によると、DVの被害を受けた人の6割強はその行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしていません（図16）。被害を打ち明けたり、相談したりしたという人であっても、相談先は大半が家族や友人など身近な人であり、公的な相談窓口の利用は少ないという状況にあるため、公的な窓口の周知を充実させる必要があります。

公的な相談窓口の相談員がDVに対する専門的知識を欠いている場合、被害者に不適切な対応を取り、被害者が更に傷つくことがあります（二次的被害）。こうしたことを防ぐために、相談窓口の設置者である本市は相談員の資質向上を図る必要があります。

相談窓口での相談内容や、通報者の情報が外部に漏れた場合、被害者及び通報者の安全に重大な影響を及ぼすほか、DV被害の通報・相談体制への信頼が揺らぎかねません。相談窓口の相談員や被害者に関する情報を取り扱う市職員は、DVに対する高い意識を持つことと、情報の管理について特に慎重な取扱いが求められます。

図 16 DV被害の相談の有無

— DV被害を受けた回答者の6割強は、その行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしていません —



■ 武蔵村山市民意識調査（平成25年8月実施）

被害者の保護

相談や通報により、DV被害が明らかになった場合、被害者の意思に基づいて一時保護が行われます。一時保護が必要な被害者は、生命に関わる暴力を受けている場合もあるため、一刻も早い対応が必要です。また、被害者が子どもを伴っていたり、外国人であったり、障害があるなど、様々な困難を併せ持つ場合もあります。こうした場合の安全確保のため、本市のきめ細かい取組が求められます。

被害者の自立支援

被害者が加害者の暴力から逃れた後に、自立して生活を再建する際には、就業機会、住宅、生活費の確保、子どもの就学など、様々な問題が立ちはだかります。加害者からの暴力に伴う精神的な不調を抱えた中で、これらの問題を被害者のみで全て解決することは非常に困難です。新たな生活が軌道に乗るまでの間、本市が被害者に寄り添う形で支援することが必要です。

関係機関との連携

DV被害者の保護、自立と生活再建を早期に実現させるためには、庁内の様々な部署が連携して支援に取り組む環境を整備するとともに、本市を中心とした関係機関（東京都、警察、医療機関、学校等）との連携体制の強化が不可欠です。関係機関同士の定期的な情報交換や研修等により、常に機能する関係性を構築する必要があります。

（4）セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪は、被害者の名誉や尊厳を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではありません。セクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法により、就労の場での防止措置が事業主に義務付けられています。また、東京都男女平等参画基本条例では、「何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」と規定されています。被害者は羞恥心や精神的な苦痛のため、その被害を訴えることをためらいがちであり、被害が潜在化しやすいことに留意する必要があります。

近年、男女間の交際関係のもつれからストーカー行為^{*}が発生し、被害者が命の危険にさらされることが社会問題となっています。性犯罪やストーカー行為に苦しむ市民を支援するため、こうした犯罪の未然防止を図るとともに、被害者の保護や支援を適切に行うことが求められています。

2 施策と事業

(1) 互いの性の尊重

① 男女相互の身体や性の理解・尊重の促進

男女が互いの身体や性について十分理解・尊重し、自らの身体を管理して適切に判断できるようにするため、発達段階に応じた人権教育や性教育、意識啓発を充実させます。実施に当たっては、学校等における教育のほか婚姻や出産時等の機会を捉えた啓発に取り組みます。これらを通して、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
18	年代に応じた性教育の推進【再編】	男女ともそれぞれの身体について十分に理解し、性に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において男女の性についての認識を育てる学習の充実に努めます。	協働推進課 教育指導課

② 性的少数者に対する理解と配慮の促進

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促します。特に、小・中学校では性的少数者に対するいじめ問題につながることを避けるため、児童・生徒に対する指導や相談支援を行います。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
19	性的少数者に関する講座の開催【新規】 《重点事業》	性的少数者に対する市民の理解促進のため、性同一性障害等の性的少数者を取り巻く人権課題等に関する市民向けの講座を開催します。 【具体的内容】 ・男女共同参画センターにおける市民向け講座の開催	協働推進課
20	小・中学校における個別的支援【新規】	性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の対応を図ります。 【具体的内容】 ・性的少数者である児童・生徒自身が認識する性別に応じた服装等の配慮 ・性的少数者である児童・生徒自身の希望に応じたほかの児童・生徒等への説明の実施	教育指導課

(2) 男女の基本的人権としての健康支援

① ライフステージに対応した健康づくりの支援

男女が自らの健康について考え、健康づくりに取り組むことができるように、ライフステージに応じて環境を整備します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
21	学習機会の提供の充実 【継続】	健康づくりに関する講座や講演会等を開催して、市民に対する学習機会の提供と健康づくりの支援を行います。講座や講演会等の開催に当たっては、多くの市民が学習できるようにするため、広報手段の充実や内容、実施時間の見直しを行います。また、子育て中の市民の参加を支援するため、託児付きの事業を実施します。	健康推進課
22	心とからだの健康づくりの推進【継続】 《重点事業》	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実を図ります。また、気軽に参加できるスポーツ教室の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の機能の充実により、市民の体力の向上を図ります。	健康推進課 スポーツ振興課
23	疾病の予防と健診事業の充実【再編】	各種がん検診や健康診査の実施、健康に関する情報を提供することにより、がん等の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、疾病に対する市民の正しい理解を支援します。また、健（検）診の対象者に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課
24	健康相談の充実 【継続】	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課
25	更年期を理解するための情報提供【新規】	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。 【具体的内容】 ・更年期に関する情報の提供、相談の実施 ・更年期専門外来を行う医療機関の情報の提供	健康推進課

② 女性の生涯を通じた健康支援

女性は妊娠・出産等のための身体的機能を備えており、男性とは異なる健康上の問題に直面します。このことに留意して、女性特有のがん検診の受診を促すなど、女性の健康面に対する支援を充実させます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
26	妊産婦のための相談体制の充実【新規】	妊産婦が抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く周知します。 【具体的内容】 ・妊産婦相談、電話相談窓口の開設 ・妊産婦のための相談窓口の周知	健康推進課
27	女性に対する健（検）診事業の充実【新規】	女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診や健康診査について、内容や広報の充実に努めるとともに、働く女性が受診しやすいような健（検）診の在り方を検討します。 【具体的内容】 ・妊婦健康診査の実施 ・女性特有のがん検診の土曜日の開催	健康推進課

（3）配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援

<DV防止基本計画>

① 被害の未然防止・早期発見のための取組

「配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」、「DVは、一部の人だけの問題ではなく多くの市民に身近な問題である」という認識を定着させるため、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。併せて、DVの未然防止や被害を受けた場合の対処方法、被害者を発見した場合の通報先等の啓発に努めます。

DV被害を発見する可能性の高い学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DVについて理解を深める機会を提供します。また、近年は「デートDV」が問題とされていることを踏まえ、学校における啓発活動にも取り組みます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
28	健診等による被害者発見時の対応【再編】	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合には、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	健康推進課
29	被害者発見時の通報の周知【再編】	市民や学校関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 教育総務課 教育指導課
30	全国的な運動週間と連動した集中的な啓発【継続】	全ての市民に「暴力は決して許さない」という意識を定着させるため、全国的な「女性に対する暴力をなくす運動※」の期間中にDV防止のためのパネル展やパープルリボン運動※等を実施して、集中的な啓発を行います。	協働推進課 子育て支援課
31	意識啓発のための情報の提供・発信【継続】 《重点事業》	DVのメカニズムや背景・実態等に関する市民や医療関係者、福祉機関の理解を深めるため、DVについてのパンフレットを作成・配布するとともに、市報や市ホームページなど多様な手段や機会を通して情報を提供します。	協働推進課 子育て支援課
32	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進【再編】	デートDVや暴力の防止について、若年層が主体的に考えることを支援するため、デートDVや暴力の防止についてのパンフレットの配布等を通して、教育の充実を図ります。	協働推進課 教育指導課 文化振興課

② 相談業務の充実

DVに関する相談、情報提供窓口を広く周知するとともに、迅速かつ的確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。

相談窓口等において、相談員を中心とする職務関係者からの二次被害が生じないようにするため、あらゆる職務関係者の資質向上に努めます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
33	相談業務の充実 【継続】	被害者が抱える悩みや問題の解決を図るため、相談窓口において被害者の安全確保と生活の安定に向けた助言・支援を行います。女性スタッフが対応することにより、被害者が安心して悩みを打ち明けることのできる環境を確保します。 今後、相談に対するニーズを踏まえ、弁護士による法律相談や、休日や夜間でも相談できる体制の整備について検討します。	協働推進課 子育て支援課
34	相談員の資質向上 【継続】	被害者の悩みや問題の解決を図り、相談窓口や各種手続の担当窓口での二次被害を防止するため、窓口や相談担当者を主な対象とした研修を実施します。併せて、相談業務に関するマニュアルを作成することを検討します。	子育て支援課
35	被害者の状況に応じた相談機能の充実【再編】	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者への相談に対応します。	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課
36	相談機関の周知 【再編】	被害者が躊躇せず ^{ちゆうちよ} に相談窓口を利用できるようにするため、DVの相談窓口の情報を記載した周知カードやパンフレット等を作成し、市内公共施設の窓口や医療機関等に配布します。加えて、様々な機会を通じてDVの相談窓口を周知します。	子育て支援課

③ 被害者の保護

被害者が加害者の暴力から逃れ、安全な環境を確保するため、被害者の一時保護体制を充実させます。特に、被害者が子どもを伴っていたり、高齢者等の場合には、被害者の意思に基づき、状況に応じた的確できめ細かな支援を行います。

また、被害者やその関係者の安全を確保するため、被害者の個人情報等の管理には細心の注意を払い、情報の保護に努めます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
37	被害者の安全確保 【継続】	保護を求める被害者の安全確保を図るため、女性等緊急一時保護費支給事業や緊急一時保護施設（シェルター）を活用します。	子育て支援課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
38	特に支援を要する様々な被害者への対応 【再編】	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課
39	被害者の支援に係る情報の取扱いへの留意 【継続】	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票交付等の取扱いには十分留意します。また、国民健康保険、介護保険、児童手当など住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	全課
40	民間シェルター※への支援【継続】	保護を求める被害者の緊急一時保護を確実にを行うため、民間の緊急一時保護施設運営事業者に対する補助事業を実施します。この事業を通して、民間シェルターの安定的運営を支援します。	子育て支援課
41	配偶者暴力相談支援センター機能の検討 【再編】	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター機能を備えるよう検討します。	子育て支援課

④ 被害者の自立支援

被害者が暴力被害から完全に立ち直り、生活を再建することができるよう、住宅や就業、当面の生活費の確保等の生活基盤の確立と、被害者本人やその子どもの心身回復のための支援に努めます。支援に当たっては、個々の被害者の状況に応じてきめ細かな支援を行います。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
42	被害者の自立のための支援【再編】	被害者がDVの被害から完全に逃れ、経済的に自立することを支援するため、被害者の状況に応じて、職業訓練や自立支援給付金事業などひとり親家庭に対する各種支援制度を活用します。	子育て支援課
43	市内居住希望者に対する支援【再編】	被害者の一時保護施設等退所後の生活基盤を確保し、自立した生活を再建するため、市内在住希望者に対する住宅確保の支援を行います。	子育て支援課
44	子どもがいる家庭に対する支援【再編】	子どもがいる被害者が子どもとともに安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。 また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学援助や就学相談を行います。	子育て支援課 子ども育成課 教育総務課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
45	関連する法制度の運用 【再編】	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、国民健康保険、介護保険、児童手当等について、住民票の異動を経なくてもサービスの利用ができるように、弾力的な運用を図ります。運用に当たっては、各関係部署の連携を密にします。	全課

⑤ 関係機関との連携

DV被害の解決に向けて、庁内の関係部署や警察、東京都女性相談センター※、児童相談所等の関係機関のほか、医療機関や民間支援団体等と連携し、情報共有や支援の各段階で協力し合い、相談から自立まで切れ目のない支援体制を確保します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
46	関係機関との連携強化 【継続】	DVをはじめとする暴力や人権被害の解決に向けて、警察や東京都等の関係機関、市医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を強化します。必要に応じて、関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	地域福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課
47	庁内各部署の連携の強化 【再編】	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるようにするため、庁内連携組織を設置します。庁内関係部署間の連携を通して、被害者が支援を受ける際に必要な各種手続の簡素化・一元化を検討します。	子育て支援課

(4) セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止と被害者の支援

① セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の防止

就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントや性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。特に、市内事業所の事業主及び従業員に対して積極的な啓発を行い、事業所として被害者を支援するための取組を強化することを促します。

市役所においても、職員に対する研修や指導を充実させるとともに、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の根絶に向けて関係機関との連携を強化します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
48	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発【新規】	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為の発生防止に向けて、市報や市ホームページ等の様々な手段や機会を活用して情報を提供し、意識啓発に努めます。 【具体的内容】 ・セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発・広報 ・事業主向けセクシュアル・ハラスメント防止啓発資料作成と配布 ・各種団体におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の実施	協働推進課
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策【新規】 《重点事業》	就労の場（市役所）、教育の場（学校）におけるセクシュアル・ハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修等を実施します。 【具体的内容】 ・市職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施 ・教職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	職員課 教育指導課
50	性暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進【新規】	性暴力、性犯罪の実態についての広報や関係法令の周知等を通して、性犯罪の根絶を図ります。 【具体的内容】 ・性暴力、性犯罪の防止に向けた啓発・広報 ・男女共同参画センター「ゆーあい」における啓発講座の実施	協働推進課

② セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害者の支援

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪の被害の相談窓口における相談員による二次被害の発生防止を徹底して、被害者が躊躇せず相談でき、必要な支援を受けることができる体制を構築します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
51	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実【新規】	<p>セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐため、相談員の資質向上に努めるとともに、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営や臨床心理士等による相談の実施について検討します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の周知 ・セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の職員に対する研修の実施 ・相談窓口への臨床心理士の配置の検討 	<p>協働推進課 子育て支援課</p>
52	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実【新規】	<p>就労の場（市役所）、教育の場（学校）においてセクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所、各学校における苦情処理担当者の明示 ・被害者のプライバシーに配慮した相談対応の実施 	<p>職員課 教育指導課</p>

3 重点事業の平成31年度の目標

No.	事業名	目標の内容	目標値	現状値	事業担当課
19	性的少数者に関する講座の開催	講座の開催回数	年1回	0回	協働推進課
22	心とからだの健康づくりの推進	健康教室（ヘルシースリム教室）参加者数	70人	31人	健康推進課
		総合体育館の利用者数	40,000人	37,951人	スポーツ振興課
31	意識啓発のための情報の提供・発信	DVについての認知度	90%	78.9%	協働推進課 子育て支援課
49	庁内等におけるセクシュアル・ハラスメント対策	セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	年1回	0回	職員課
			年1回	隔年1回	教育指導課

目標3 様々な分野における男女共同参画の推進

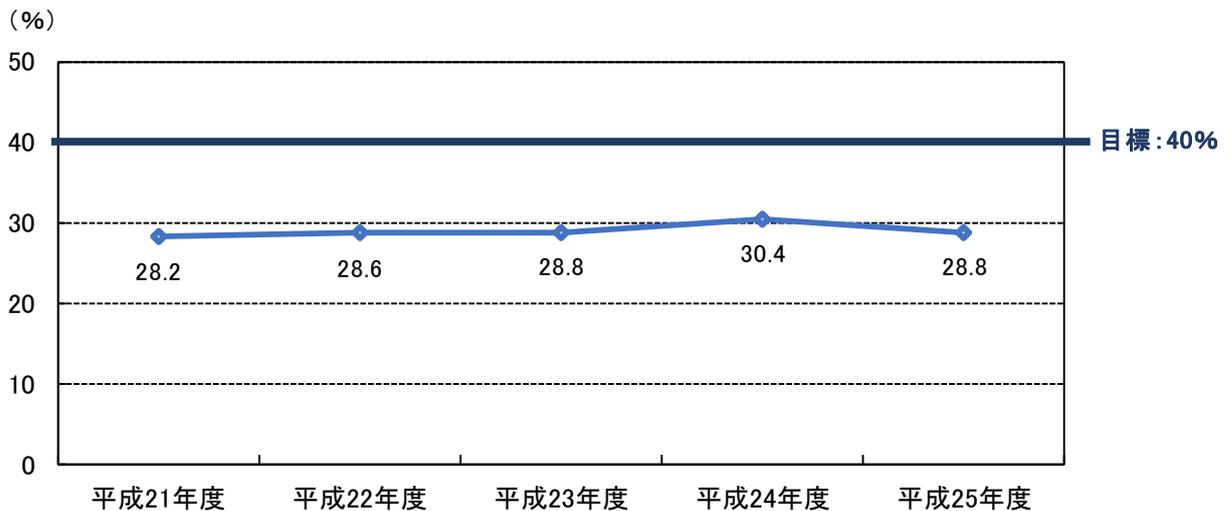
1 現状と課題

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

本市の施策に様々な意見が反映されるためには、政策や方針等の意思決定の場に男女双方が参画する必要があります。国では、平成32年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度に向上させることを目指して取組を進めています。平成23年3月に本市が策定した「武蔵村山市第五次行政改革大綱」では、本市の審議会等委員の女性比率を平成27年度に40%とすることを目標としています。しかし、第二次計画期間中の本市の実績は、各年度とも30%前後にとどまっています(図17)。本市の審議会等委員の女性比率は全国市区平均値(平成26年度時点では、25.5%)をやや上回っているものの、目標達成に向けた取組の強化が必要です。

図17 本市の審議会等委員の女性比率の推移

— 本市の審議会等委員の女性比率は30%前後であり、目標値(40%)を下回っています —



- * 各年4月1日時点の数値
- * 各年度の推進状況調査報告書より作成

■ 武蔵村山市第二次男女共同参画計画—男女Y O U ・ I プラン—推進状況調査報告書

企業や事業所など、就労の場における管理運営の立場や経営上重要な立場への女性の登用も促進する必要があります。一般に、女性管理職が在職しているという事業所自体は多いものの、役員など経営上重要な立場に女性がいるという事業所は少数にとどまっています。また、女性管理職の人数は男性の人数を大きく下回っています。

自営業や農業の場は、家族経営が基本とされており、就労の場と家庭生活の場が密接な関係にあり、分離が難しい面も見受けられます。このようなことから、従来、女性の業務上の役割が不明瞭であったり、経営へ参画する機会がなかったり、女性が業務だけではなく家事や育児も担うことが当然視されてきました。近年では、若年層を中心に夫婦ともに農業経営に参画する動きが見られるなど、これまでとは異なる新たな状況が浸透しつつあり、その動向が注目されます。

次世代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく認識するためには、教育の場における男女共同参画が重要です。本市の市立小・中学校長に占める女性の割合は7.7%、市立小・中学校副校長に占める女性の割合は13.3%であり、ともに全国平均値を下回っています（図18）。教育の場における方針決定過程への女性の一層の参画が必要です。

図 18 本市の各種分野における女性比率

- 自治会長に占める女性の割合は9.3%、小・中学校単位PTA会長に占める女性の割合は23.1%であり、ともに全国平均を上回っています —

分野	武蔵村山市 (平成26年12月1日時点)			全国平均	
	総数	うち女性		女性割合	時点
		人数	割合		
市議会議員	20	4	20.0%	13.6%	平成25年12月末
市職員（管理職）	51	3	5.9%	13.1%	平成26年4月1日
市立小・中学校長	13	1	7.7%	14.8%	平成26年5月1日
市立小・中学校副校長	15	2	13.3%	19.0%	平成26年5月1日
自治会長	54	5	9.3%	4.7%	平成26年4月1日
小・中学校単位PTA会長	13	3	23.1%	11.2%	平成26年9月
防災会議委員	30	3	10.0%	8.3%	平成25年11月1日
消防団員	204	5	2.5%	2.5%	平成26年4月1日

- * 市議会議員、市職員（管理職）、防災会議委員の全国平均値は、全国の市区の数値である。
- * 市立小・中学校長、市立小・中学校副校長の全国平均値は、全国の国公私立学校の数値である。
- * 自治会長、小・中学校単位PTA会長、消防団員の全国平均値は、全国の市区町村の数値である。

■ 武蔵村山市資料、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、内閣府「市区町村における男女共同参画に係る施策の推進状況」

（２）地域社会における男女共同参画の推進

近年、防災・防犯活動、見守り活動、ボランティア活動等を担う地域コミュニティ活動の重要性が再認識されています。地域における様々な活動に参加を希望する人に対し、性別を理由とした差別があってはなりません。また、地域で活動する団体の代表者等の指導的地位については、男女いずれかの性のみで固定されるものではありません。市内の自治会の会長に占める女性の割合は9.3%、市内の小・中学校単位でのPTA会長に占める女性の割合は23.1%（いずれも平成26年度）であり、ともに全国平均値を上回っています（図18）。本市としては、団体運営における男女共同参画を更に促進し、性別を理由とした差別のない地域社会の形成を目指します。

（３）防災分野における男女共同参画の推進

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災地の避難所では、女性に対する配慮に欠けていた等の課題が浮き彫りとなりました。本市においても、大規模災害の発生時に備え、平常時から防災面における女性の参画について意識して取り組む必要があります。その際、避難所運営において男女でニーズが異なること、とりわけ女性特有のニーズへの配慮が必要であることに対する理解を得るための取組が求められます。本市の防災会議委員に占める女性の割合は10.0%であり、全国平均（図18）を上回っていますが、今後も防災分野での男女共同参画の推進を図るために女性の参画の拡大に努める必要があります。

（４）国際理解・国際交流の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、国際的な視点も踏まえて行動するとともに、一人ひとりの市民が外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係を築いていくことが必要です。

2 施策と事業

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

① 本市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
53	各種審議会等への女性の参画促進【再編】 《重点事業》	審議会等の委員構成が男女いずれか一方の性に偏ることのないようにするため、絶えず委員の登用状況を見直します。	企画政策課 協働推進課
54	市役所における女性管理職登用の促進【新規】	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、職員に対し、管理職試験の受験を促します。 【具体的内容】 ・女性職員の管理職登用試験の受験勧奨	職員課
55	広聴機会の充実【再編】	市民の市政への参画意識の高揚を図り、政策・方針決定過程に女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映させるため、広聴機会の充実に努めます。	秘書広報課
56	女性リーダー育成【拡充】	地域活動の活動方針の決定過程等を中心的に担うリーダーや役員等への女性の参画を促すため、女性リーダーを育成する研修・講座を開催します。また、研修・講座参加者のネットワークづくりを支援します。 ☆ 男女共同参画センター「ゆーあい」において、指定管理者による女性リーダー育成講座を新たに実施します。	協働推進課

② 事業所、農業、自営業分野における方針決定過程への女性の参画促進

企業活動における意思決定の場への女性の参画を促すため、市内事業所の実態を把握するとともに、商工会等の各種団体と協働した取組を図ります。

家族経営が基本である農業や自営業分野については、女性の果たす役割の重要性を踏まえ、経営への女性の参画を促します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
57	農業、自営業への男女共同参画【継続】	農業、自営業分野において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性が業務に参加・協力するだけではなく、経営に参画できるように働きかけを行います。 併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。	産業観光課
58	市内事業所における女性登用の促進【再編】	市内事業所における方針決定過程への女性の参画を促進するため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入等に関する情報提供を行います。	協働推進課

③ 教育の場における女性の登用促進

次世代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく認識するためには、教育の場における男女共同参画が重要であることを踏まえ、女性教員の管理職の育成を促進します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
59	女性教員の管理職登用の促進【新規】	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。 【具体的内容】 ・各学校における女性教員の管理職試験の受験の勧奨	教育指導課

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

○ 地域社会における男女共同参画の推進

身近な地域で男女がお互いを理解し、尊重し、協力し合いながら自らの希望する活動に参画できる地域づくりを進めます。また、男女ともに参画している地域活動のグループでも、代表者や方針決定を行う立場の者が一方の性に偏りがちであることを踏まえ、各種団体の指導的地位における男女共同参画を促進します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携【新規】 《重点事業》	地域における男女共同参画を推進するため、地域で男女共同参画社会の実現に向けた公益的な活動を行う市民グループ（団体）を育成するとともに、連携を強化します。 【具体的内容】 ・市民グループ（団体）の男女共同参画センターの優先利用の適用 ・市民グループ（団体）同士の交流会の開催 ・市民グループ（団体）との協働による事業の実施	協働推進課

(3) 防災分野における男女共同参画の推進

○ 平常時及び災害発生時における男女共同参画の推進

近い将来発生が想定される首都直下型地震をはじめとした大規模災害に備え、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興支援の基盤となることを認識した上で、市民及び防災関係者に対して男女共同参画の視点からの災害対応について意識することの重要性を周知します。併せて、防災会議、消防団、自主防災組織等における女性の参画を進めます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
61	消防団、自主防災組織への女性の参画促進【再編】	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。	防災安全課
62	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進【再編】	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図るため、地域防災計画の見直しに当たっては、男女共同参画の視点を反映させます。	防災安全課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
63	避難所における男女共同参画の推進【再編】	災害発生時の女性の人権を擁護するため、避難所の運営に女性を参画させるよう検討します。	防災安全課
64	防災会議委員への女性の登用【再編】 《重点事業》	男女共同参画の視点を踏まえた災害対応を図り、災害発生時の女性の人権を擁護するため、市防災会議委員に女性を積極的に登用します。	防災安全課

(4) 国際理解・国際交流の推進

○ 互いの文化・習慣の理解と尊重

市民一人ひとりが外国や外国人との間でお互いの文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。市民同士の包括的な交流の推進という面で重要な意義を持つ国際姉妹都市提携について、実施に向けて情報収集等の研究を進めていきます。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
65	国際ガールズ・デー※に連動した国際交流イベントの開催【新規】 《重点事業》	開発途上国を中心とした世界の国々における女子（18歳未満）の境遇を理解し、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させるため、国連が平成23年に定めた「国際ガールズ・デー」にちなんだ国際交流イベントを緑が丘ふれあいセンターで開催します。 【具体的内容】 ・国際ガールズ・デーの周知 ・市内国際交流団体や関係団体に対する働きかけ ・国際交流イベントの企画・調整	協働推進課
66	国際交流の推進と外国都市との友好交流の促進【継続】	市民が諸外国の生活習慣や文化に接し、外国人との親善交流を通じて相互の理解を深め、国際的視野を持つことを支援するため、市内在住外国人や横田基地住民との交流や青少年の海外派遣、国際理解教育推進事業（外国青年英語教育推進事業）等を通じた友好交流を促進します。	協働推進課 教育指導課

3 重点事業の平成31年度の目標

No.	事業名	目標の内容	目標値	現状値	事業担当課
53	各種審議会等への女性の参画促進	審議会等委員の女性割合	40%	28.8%	企画政策課 協働推進課
60	男女共同参画の推進を担う地域活動団体の育成と連携	男女共同参画団体の発足数	2団体	1団体	協働推進課
64	防災会議委員への女性の登用	防災会議の女性委員数	4人	3人	防災安全課
65	国際ガールズ・デーに連動した国際交流イベントの開催	イベントの開催回数	1回	0回	協働推進課

目標4 就労における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

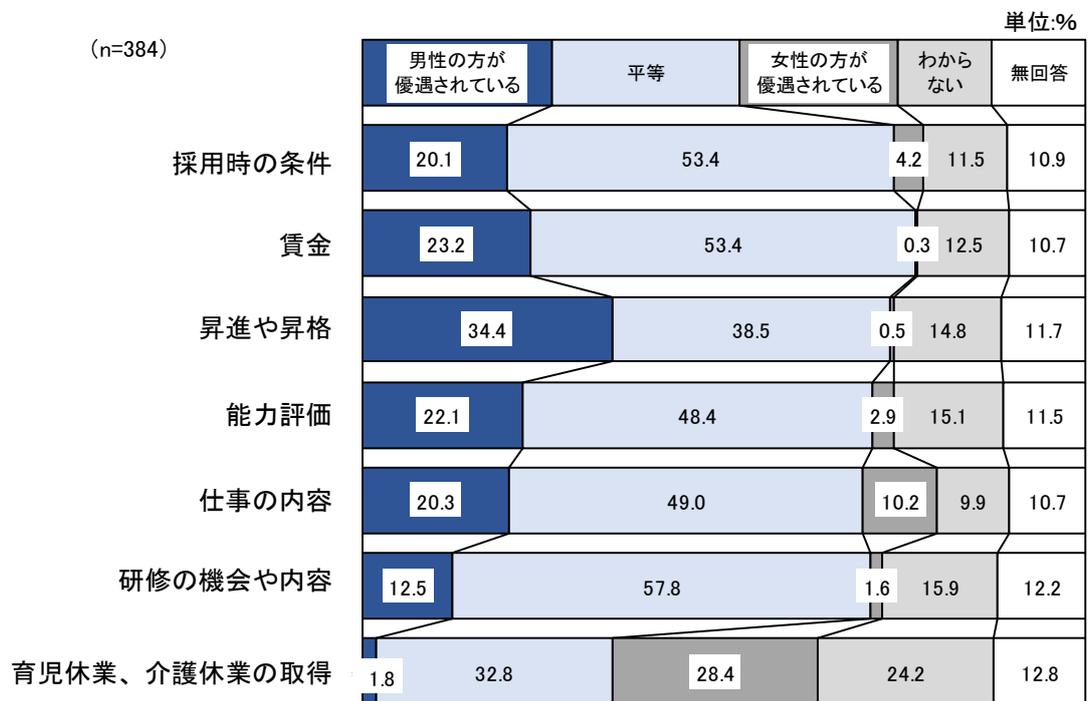
1 現状と課題

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、一人ひとりの市民の生活の中で重要な位置にあります。男女雇用機会均等法では、職場における男女の均等な取扱いと処遇の確保を図ることを定めており、法制度上の男女平等は着実に進展していますが、市民意識調査からは、職場において男女いずれかが優遇されているという意識があることがわかります（図19）。

図19 職場での男女平等感

- 多くの点について、男女平等と考える回答者が半数前後を占めていますが、「昇進や昇格」、「育児休業、介護休業の取得」について男女いずれかが優遇されているという意識も見られます —



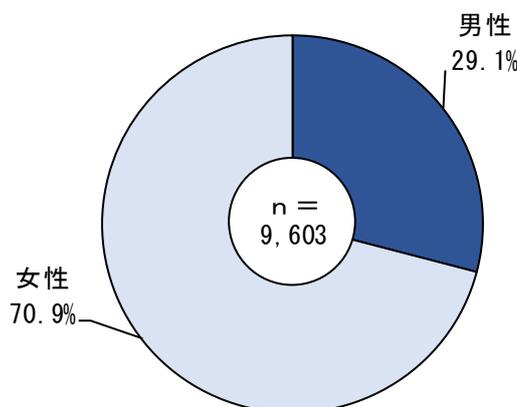
■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

我が国では、社会経済情勢の急激な変化を受けて、男女ともに雇用者に占める正規職員・従業員の割合が減少を続けており、代わって非正規雇用の割合が増加しています。こうした非正規雇用の多くは女性であり（図20）、自身や家庭の都合に合わせて仕事の時間や期間を調整することができるという面がある一方で、不安定な雇用形態であること、経済的な自立が困難であること等の課題があります。最近では、インターネットを介して自宅など職場外で就労する人も見られるなど、就労形態は多様化を続けています。

少子高齢化に伴い、生産年齢人口が減少する中で、就労の場における女性の活躍が期待されています。その一方で、いまだに結婚・出産を経た女性が就業を継続することや、出産により仕事を辞めた女性の再就職・再雇用には困難が伴っています。柔軟な勤務制度の導入など働きやすい環境の整備や、再就職を希望する女性の能力向上のための支援等が必要です。また、最近では身近な課題を解決する手段としてNPOを設立したり、起業という形で社会に参画したりする女性も少なくありません。労働環境が変化する中で、こうした女性のチャレンジ活動を支援することは、女性本人のみならず、地域社会の活性化にもつながります。

図20 パート・アルバイトとして働く市民の男女比

— 就労形態が「パート、アルバイト、その他」である市民の約7割は女性です —



（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

人々が暮らす上では、仕事とともに、家事・育児、近隣との付き合い、趣味や余暇等も欠かすことはできません。男女問わず多くの人々が助け合いながら活動することにより、地域活動は活発化されます。いわゆる「団塊の世代」が定年を迎える中で、NPO等での活動を通して、自らの持つ豊富な能力を地域に還元することを望む高齢者も少なくありません。また、少子高齢化が進む今日では、高齢者と子どもなど多世代が地域で交流することによる地域の活性化が期待されています。

男女がともに時代の変化に対応し、ライフステージに応じた多様な生き方を受け入れ、家族や地域社会の一員として責任を分かち合い、積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。ワーク・ライフ・バランスの実現は、仕事と育児や介

護を抱えている人だけに関係することではなく、全ての市民の生活の質の向上に資するものです。また、有能な人材が離職せずに社員として定着することが見込まれ、事業者にとっても意義があります。

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの内容を理解しているのは市民の4人に1人程度にとどまっています（図21）。また、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度合いについて、希望どおりの状態になっていない人が少なくありません（図22）。

図 21 男女共同参画に関する言葉の認知状況

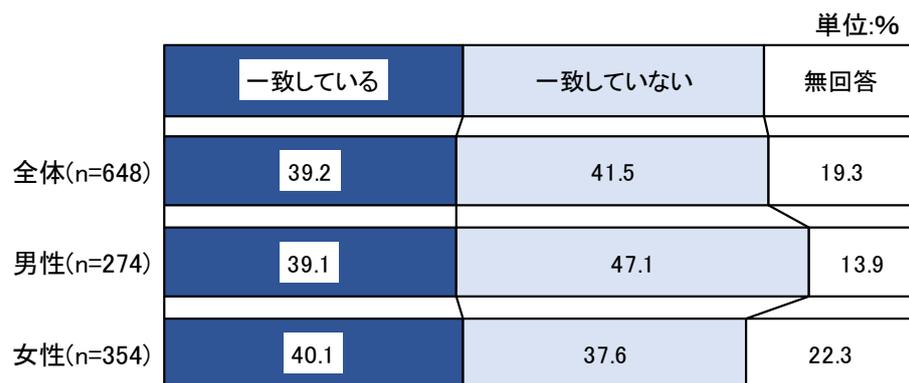
— ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている回答者は2割強にとどまっています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

図 22 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度（希望と現実の一致状況）

— 優先度が希望と一致している回答者はほぼ4割、一致していない回答者が4割強となっています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

我が国では、育児と仕事との両立支援制度を利用しながら就業を継続している女性が増加する一方で、依然として妊娠や出産等を機に仕事を辞める女性が多いという現実があります。改正育児・介護休業法の全面施行により、中小企業を含め全ての事業所で育児のための短時間勤務制度や所定外労働の制限が導入されていますが、両立支援制度を整備するだけでは課題の解決にはならないこ

とが浮き彫りとなっています。単に制度が存在しているだけでなく、実際に制度を活用できる状態にあることや、周囲に同じような状況で働く同僚がいること等が必要と考えられます。

介護と仕事との両立については、東京都内の大半の事業所で介護休業規定が整備されているものの、取得実績は少数にとどまっています（図23）。近年は働き盛りの男性で介護と仕事との両立に悩み、やむを得ず離職するという人も増加しています。離職によって安定した収入が途絶えることに加え、再就職が難しく、将来の見通しを立てにくいことが懸念されます。また、仕事中心の生活を送っていた人が介護に向き合うこととなり、不安や戸惑いを感じる場合があります。

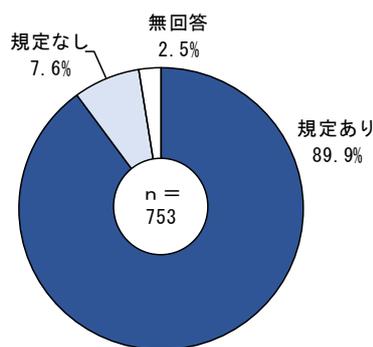
保育園や介護保険施設、障害者の日中の通所施設など、育児や介護を支えるためのサービスについて、本市では、「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」、「武蔵村山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「武蔵村山市障害福祉計画」等により計画的な整備を進めています。

社会経済情勢の変化に伴い、ひとり親家庭や障害者とその介助者など、生活上の困難を抱えている人が増加しています。こうした生活上の困難を抱える人に対しては、市役所など公的機関が情報提供や能力開発のための講習会等を開催することが必要ですが、それだけではワーク・ライフ・バランスの実現に至らないことも考えられます。それぞれのニーズを汲み取りながら、地域による包括的な支援が必要とされています。

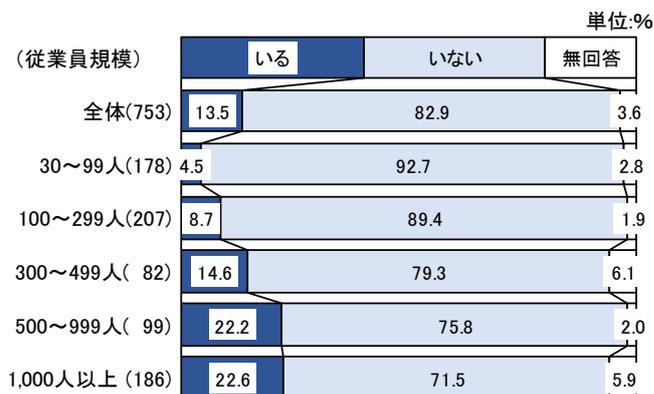
図 23 介護休業規定の有無と取得実績

- 東京都内の従業員数30人以上の事業所のほぼ9割には、就業規則に介護休業規定があります。一方、過去1年間に実際に介護休業取得者がいたという事業所は1割強です —

○ 規定の有無



○ 取得者の有無（従業員規模別）



■ 平成25年度東京都男女雇用平等参画状況調査（東京都。平成25年9月実施）

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

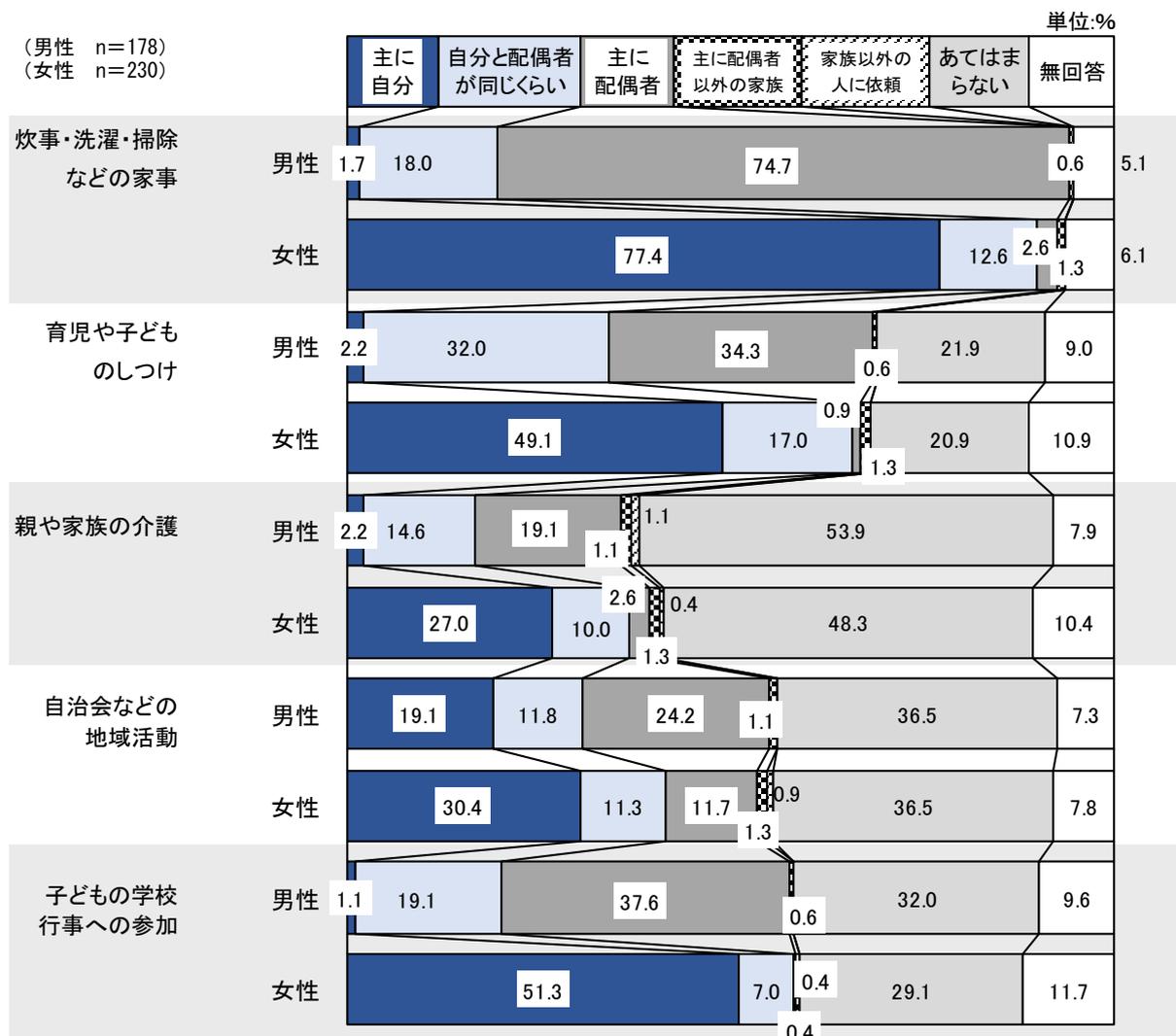
ワーク・ライフ・バランスを実現させる上で、男性の長時間労働が課題となっています。育児休業制度は男女ともに取得可能な制度ですが、実際に育児休業を取得したという男性は極めて少数にとどまっており、取得している場合でも、その期間は大半が1か月未満に過ぎません。

家庭における夫婦の家事分担については、女性（妻）に偏る傾向があります。市民意識調査からは、大半の家庭で家事を主に女性が行っており、フルタイムの共働きという家庭であっても、家事を行うのは主に女性であるという実態がわかります（図24）。また、30～40歳代の男性の多くが自分と配偶者（妻）が同じくらい育児に取り組んでいると考えているのに対し、同年代の女性では主に自分が育児に取り組んでいると考えており、男女で意識の違いが見られます（図25）。

男性は、長時間労働を余儀なくされることで家族とのふれあいや趣味、余暇の時間を確保することが難しくなります。そこで、男性の働き方を見直すことにより、長時間労働を解消し、女性とともに家庭での役割を担えるようにしていくことが必要です。そのためには、男性自身が意識を高めるとともに、職場や上司の理解・協力、両立支援制度の利用がキャリア形成の上で阻害要因とならないようにすること等が求められます。加えて、夫婦や家族間でコミュニケーションを確保し、男女が協力して家庭生活を築き上げていくことが欠かせません。

図24 家庭における家事の分担状況【男女別】

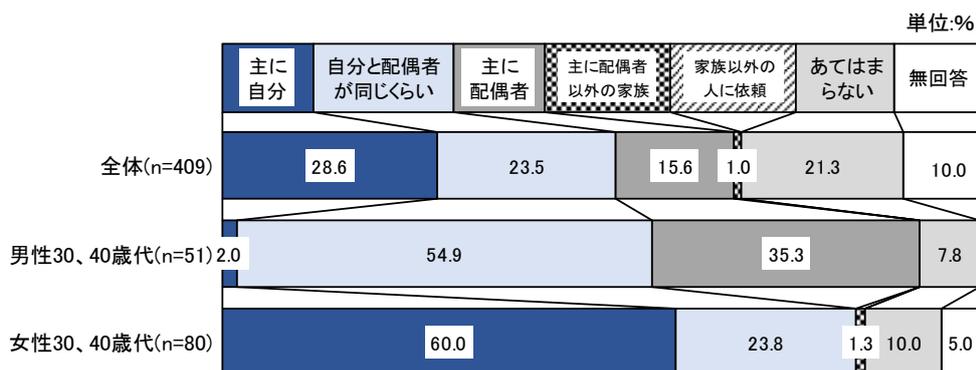
— 多くの項目について、男性回答者は「主に配偶者」、女性回答者は「主に自分」の割合が高くなっています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

図25 家庭における育児の分担状況

— 30、40歳代の男性回答者の5割強が育児を自分と配偶者が同じくらいで分担していると考えているのに対し、同年代の女性回答者では6割が主に自分が担っていると考えています —



■ 武蔵村山市市民意識調査（平成25年8月実施）

2 施策と事業

(1) 男女とも多様な働き方のできる社会の形成

① 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保

市内の事業者に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、男女の働き方に関する法制度を周知し、採用、昇進、休暇の取得など就労の場における男女平等の取扱いの徹底を促します。

パートタイム労働、派遣労働、テレワーク※、ワークシェアリング※など、近年見られる多様な労働形態についての情報を市民に提供します。また、パートタイム労働法※など関係する諸法令について市民及び事業者へ周知し、労使双方がルールを遵守し、就労形態や性別による差別のない職場環境づくりを支援します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
67	市民・事業者に向けた情報提供【再編】	<p>就労の場における男女平等の取扱いを徹底するとともに、就労形態による差別を防止するため、市内事業者に対して各種制度や多様な働き方に関する情報提供を行い、均等待遇に向けた理解を促します。</p> <p>市民に対しては、非正規雇用の現状やパートタイム労働法、労働者派遣法の内容など多様な労働形態についての情報提供を行います。</p>	産業観光課

② 女性の（再）就業に向けた支援

働く女性が結婚、出産、介護等を機に仕事を辞めざるを得ないという状況の改善を目指して、市内の事業者に対する意識啓発を行うとともに、復職・再就職を希望する市民に対して能力向上（スキルアップ）のための研修等を行います。特に、介護の問題は男女を問わず課題となるため、男女双方を対象とした取組を進めます。

一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して支援します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
68	復職・再就職等を支援する講座の開催【新規】 《重点事業》	復職・再就職を希望する市民が円滑に職場復帰・再就職できるようにするため、男女共同参画センター「ゆーあい」で復職・再就職に当たって必要なビジネススキル等を解説する講座を行います。 【具体的内容】 ・復職・再就職に当たって必要なビジネススキルを解説する講座の開催 ・国や東京都が開催するセミナー等の情報提供	協働推進課
69	女性の起業に関する情報提供・支援【再編】	家庭生活と仕事を両立する働き方として起業（企業・NPO）を目指す女性を支援するため、起業に関する情報提供や相談等を行います。	協働推進課

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と生活との両立支援策の推進

事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発して、市民一人ひとりが自らの生き方について考え、実践することを支援します。特に、育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行います。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に当たっての阻害要因を分析し、その解消に向けた事業者や市民の取組を支援します。

市役所においては、市内のほかの事業所の模範（モデル）として、特定事業主行動計画に基づき仕事と生活との両立支援策を推進します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
70	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労支援【再編】	女性が家事、育児、介護の負担のために仕事を辞めることなく就労を継続したり、一度仕事を辞めた女性が円滑に再就職できたりするようにするため、育児・介護サービスを充実させるとともに、再就職に役立つ情報提供や就労に関する相談等の支援を行います。	協働推進課 産業観光課 高齢福祉課 子ども育成課
71	職場環境の見直し、意識改革の推進【継続】	市民が自ら希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現させることを支援するため、国や東京都等の関係機関との連携により、市内事業所の労働時間の柔軟な取扱いの推進や育児・介護休業取得環境の整備等の取組への支援と啓発を行います。	産業観光課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定 【継続】 《重点事業》	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する機運を高めるため、市内で従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の情報を収集します。また、顕著な効果を挙げている市内中小事業所をワーク・ライフ・バランス推進事業所と認定して、取組を支援することを検討します。	協働推進課

② 充実した多彩な暮らしの実現に向けた支援

ワーク・ライフ・バランスの実践により、市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
73	地域活動への支援 【再編】	男女とも地域で趣味や余暇を生かした活動に参加し、心豊かな生活が実現できるようにするため、自治会活動、NPO活動、地域活動等を支援します。	協働推進課
74	多世代の交流支援 【再編】	男女とも多くの市民が自ら居住する地域で個性や能力を生かして地域活動に参加できるようにするため、地域で高齢者と子どもたちが集い、ともに学んだり活動したりできる場を設けます。	協働推進課

③ 生活上の困難を抱える男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が働き続けることができ、安心して暮らせるように支援します。支援に当たっては、それぞれ異なる生活環境を踏まえ、その人に寄り添った形で配慮します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
75	特に支援を要する市民に対する支援の充実 【再編】	生活上の困難を抱えるひとり親家庭、障害者とその介助者等が経済的に自立するため、就労に向けた技能取得や相談等の支援を行います。また、こうした市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、相談の機会を設ける等の支援を行います。	地域福祉課 障害福祉課 子育て支援課 生活福祉課

(3) 男性の家事・育児・介護への参加の促進

① 男性の長時間労働の縮減

恒常的に長時間労働の状態にあったり、生活が過度に仕事中心となったりしている男性に対して、働き方を見直すことを促します。同時に、長時間労働の改善は事業所全体としての意識改革が不可欠であることから、有給休暇の取得促進など、事業者による自主的な改善を促します。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
76	長時間労働縮減に向けた啓発【新規】	市内の事業所に対し、従業員の長時間労働の縮減と年次有給休暇の取得促進に関する啓発を行います。 【具体的内容】 ・パンフレット等による広報 ・商工会を通じた市内事業所への啓発	産業観光課

② 男性の家庭生活への参加の促進

夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を強化します。男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。

男性の育児休業取得率が女性に比べて特に低いことを認識した上で、取得率向上のための事業所の取組を支援します。併せて、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図ります。

● 事業

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
77	家庭内での男女平等意識の推進【再編】	男女が共に家庭責任を担い、仕事と家事・育児を両立できるようにするため、講座等を通して特に男性の育児への参加を促し、夫婦で協力して子育てに取り組むことを支援します。	協働推進課
78	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援と事業者への働きかけ【継続】	男性の育児・介護休業の取得を促すため、市報や市ホームページ等の各種媒体を用いて休業の対象者である男性従業員や市内事業者に向けた制度の周知に努めます。	協働推進課

No.	事業名・事業の性格	事業内容	事業担当課
79	モデルケースの紹介 【拡充】 《重点事業》	<p>男性の家庭生活への参画意識を高め、家事・育児等を実践することを支援するため、既にワーク・ライフ・バランスを実践している男性市民をモデルケースとして紹介します。</p> <p>☆ 男女共同参画センター「ゆーあい」でワーク・ライフ・バランス講座やパネル展を定期的に行い、モデルケースの普及とワーク・ライフ・バランスの実践を促します。</p>	協働推進課

3 重点事業の平成31年度の目標

No.	事業名	目標の内容	目標値	現状値	事業担当課
68	復職・再就職等を支援する講座の開催	講座の開催回数	年1回	0回	協働推進課
72	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	認定企業数	1企業	0企業	協働推進課
79	モデルケースの紹介	ワーク・ライフ・バランス講座、パネル展の開催回数	2回	1回	協働推進課